

福井県国民保護計画等の変更に係る専決処分について

1 福井県国民保護計画の軽微な変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第34条第8項の規定に基づき、下記のとおり福井県国民保護計画を変更したので報告する。

平成19年2月9日

福井県国民保護協議会 会長 西川 一 誠

記

年 月 日	件 名	事 項
H18. 4. 1	市町村合併に伴う協定締結に伴う変更	福井県広域消防相互応援協定（平成18年3月20日施行） ・福井県市町村消防相互応援協定 → 福井県広域消防相互応援協定
	指定地方行政機関の追加に伴う変更	地方環境事務所（平成17年10月1日設置） ・中部地方環境事務所（追加）
H18. 8. 1	消防組織法改正に伴う変更	消防組織法（平成18年6月14日改正） ・消防組織法第24条の4第1項 → 消防組織法第45条第1項
	関係機関の組織改正に伴う変更	自衛隊の組織改正（平成18年7月31日改正） ・自衛隊地方連絡部 → 自衛隊地方協力本部
		中日本高速道路株の組織改正（平成18年8月1日改正） ・管理事務所 → 保全・サービスセンター
H19. 2. 1	防衛省への移行に伴う変更	防衛省（平成19年1月9日移行） ・指定地方行政機関の記載順変更 ・防衛庁長官 → 防衛大臣

2 福井県国民保護マニュアルの変更について

下記のとおり福井県国民保護マニュアルを変更したので報告する。

記

年 月 日	件 名	事 項
H19. 2. 1	北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応に伴う変更	国民保護対策連絡室の設置基準である、「武力攻撃事態等」の兆候に関する情報の一例として、「ニュース速報など」を明記する。